# 北区障害者活躍推進計画(概要)

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正され、国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画を策定し、公表することが義務化
- 計画の策定にあたって、障害がある職員に対しアンケート調査を実施するとともに、計画素案に対する意見聴取を実施
- 本計画のもと、北区で働く障害がある職員が、その障害特性や個性に応じ、能力を最大限に発揮して活躍できるよう、様々な取組みを推進

### 1 はじめに

1 計画作成趣旨

国の法改正の動き及び北区の取組みの姿勢

2 計画の位置づけ

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項に基づく

3 作成主体

区長、教育委員会、代表監査委員、選挙管理委員会、区議会議長の連名

4 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

5 公表・周知

ホームページで公表するとともに、庁内掲示板で職員周知

## Ⅱ 障害者雇用の現状と課題

- 1 現状
- (1) 障害がある職員の採用

特別区障害者採用選考の変遷

- (2) **障害者雇用率(教育委員会と合算(特例認定))** 令和2年6月1日現在、2.63%(法定雇用率2.5%)
- (3) 障害がある職員に対するアンケート調査結果

実施期間:令和2年6月3日から30日 有効回答率:73.2%

(4) 定着率

採用後1年間の定着率:過去5年間で100%

- 2 課題
  - ・ハード面・ソフト面において、早期に改善していく必要
  - ・相談体制のさらなる拡充、障害がある職員の意見を継続的に汲取り、 計画のブラッシュアップを図る検討体制を整備することで、取組みの 質を高めていく必要

# Ⅲ 3つの目標と3つの取組み

#### 1 障害者雇用の目標

(1) 採用に関する目標

特別区長会で決定された目標雇用率である<u>3%</u>を達成するため、継続的・計画的に採用

(2) 定着に関する目標

障害者区分で採用された職員の採用 後1年間の<u>定着率100%を維持</u>

(3) 満足度に関する目標

令和 2 年度に実施した障害がある 職員へのアンケート調査結果における 「満足」「やや満足」の割合を<u>初年度</u> 以上とする

### 2 障害がある職員の活躍に向けた取組み

- (1) 障害者の活躍を推進する体制整備
  - ・障害者雇用推進者の選任
  - ・障害者職業生活相談員の選任
  - ・精神・発達障害者しごとサポーターの養成
  - ・障害者雇用推進委員会の設置
  - ・人的サポート体制の整備
  - ・職員の意識啓発(研修)

#### (2) 職務の選定・創出

アンケート調査や定期的な面談等を通じて、 本人の意欲や能力、 適性に応じた職務の選定 に努める

#### (3) 環境整備・人事管理

・職務環境 :就労支援機器の購入等、定期的な面談

・募集・採用 : 不適切な取扱いを行わない ・働き方 : 柔軟な勤務形態の検討

・キャリア形成:研修の実施、障害特性に配慮した能力開発や配置の検討等



